

鳥取市水道事業の基本計画等の変更について

鳥取市水道局では、水道事業を適正な規模で運営していくため、水道事業の基本計画^{※1}を下記1のとおり変更しました。また、原水にクリプトスポリジウム指標菌（大腸菌等）が検出されている浄水場の浄水方法の変更を下記2のとおり計画しています。

本市水道事業の基本計画を定める鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正案（別添1参照）は、令和5年3月24日に市議会で可決され、また、厚生労働省から同日付けで水道事業経営変更の認可^{※2}を受けています。

※1 水道事業の基本計画

地方公営企業法第4条において、「地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。」とされています。給水区域、給水人口、1日最大給水量が経営の基本に関する事項に当たります。

※2 水道事業経営の認可

水道事業を経営するに当たっては、水道法第6条に基づき厚生労働大臣の認可を受けることとされています。また、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとする場合においては同法第10条により認可を受ける必要があります。

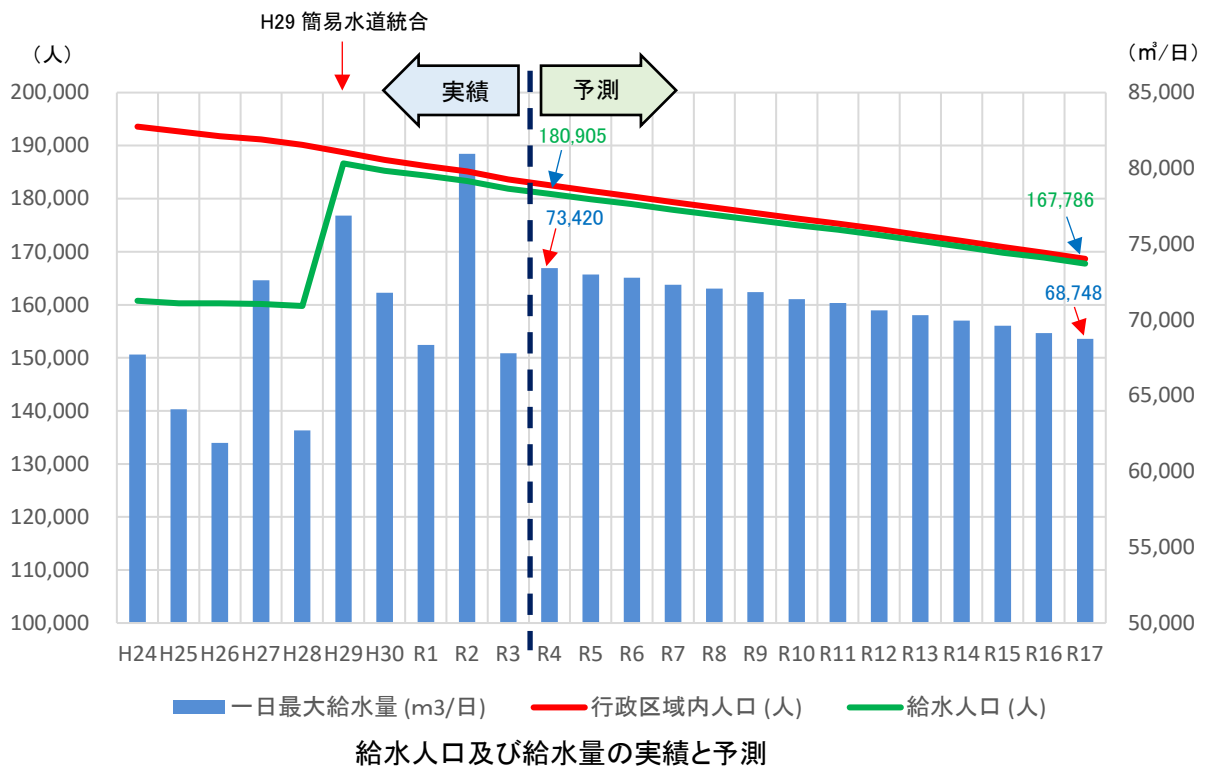
記

1 水道事業の基本計画の変更

- (1) 給水区域の拡張 水道未普及地域の鳥取市双六原を給水区域に取り込みます。（別添2参照）
- (2) 計画給水人口 鳥取市人口ビジョン(令和3年3月改訂)の人口推計を基に、認可目標年度の令和17年度までの給水人口を予測し、「188,000人」を「181,000人」に変更しました。（別図参照）
- (3) 計画1日最大給水量 用途別水量（生活用水、業務・営業用水、工場用水、その他用水）、有収率、負荷率(※)等の実績を基に項目ごとに分析を行い、認可目標年度の令和17年度までの1日最大給水量を予測し、「77,000 m³/日」を「74,000 m³/日」に変更しました。（別図参照）

※負荷率・・・1日最大配水量に対する1日平均配水量の割合

(別図)



2 浄水方法の変更

- (1) 国府地域の雨滝浄水場 塩素滅菌 → 紫外線処理、塩素滅菌
- (2) 国府地域の大石浄水場 塩素滅菌 → 膜ろ過処理、塩素滅菌

[別添1]

鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和41年12月28日 鳥取市条例第32号</p> <p>第1条 略</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の基本計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水区域 洞谷、国府町奥谷、国府町上荒舟、国府町拾石、国府町菅野、河原町北村の一部、佐治町栃原、佐治町中、佐治町福園の一部、鹿野町小別所及び鹿野町鷲峯を除く鳥取市全域</p> <p>(2) 給水人口 <u>181,000人</u></p> <p>(3) 1日最大給水量 <u>74,000立方メートル</u></p> <p>3 工業用水道事業の基本計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水区域 青谷町青谷の一部</p> <p>(2) 1日最大給水量 5,800立方メートル</p> <p>第3条～第5条 略</p>	<p>○鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和41年12月28日 鳥取市条例第32号</p> <p>第1条 略</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の基本計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水区域 <u>双六原</u>、洞谷、国府町奥谷、国府町上荒舟、国府町拾石、国府町菅野、河原町北村の一部、佐治町栃原、佐治町中、佐治町福園の一部、鹿野町小別所及び鹿野町鷲峯を除く鳥取市全域</p> <p>(2) 給水人口 <u>188,000人</u></p> <p>(3) 1日最大給水量 <u>77,000立方メートル</u></p> <p>3 工業用水道事業の基本計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水区域 青谷町青谷の一部</p> <p>(2) 1日最大給水量 5,800立方メートル</p> <p>第3条～第5条 略</p>

[別添 2]

給水区域の拡張

